

## 公 告

公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について

標記について下記により提案資料を公募します。

令和7年4月7日

金沢市長 村山 卓

### 1 対象業務

業務名 金沢市個人番号カード手続き業務委託

履行期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

業務概要 金沢市の個人番号カード手続き業務に係る庁舎内での確実かつ円滑な業務の実施及び市内商業施設等での出張申請による申請機会の創出のため、個人番号カードの交付等関連業務、フロアマネジャー等の誘導・案内業務及び個人番号カード出張申請サポート業務を一括して行う。

### 2 応募資格

#### (1) 応募者の資格要件

応募者は、次の要件に該当する者とする。

ア 金沢市の令和7年度の役務の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は本プロポーザルの参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかつた場合は失格とする。

イ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。  
提出日から審査終了までの間に指名停止となつた場合は、その時点で失格とする。

ウ 次の①から③のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされてい

る更生事件（以下「更生事件」という。）に関わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

- エ 別紙「金沢市個人番号カード手続き業務委託仕様書」に基づく要件に対応できること。  
オ 令和2年4月1日以降に、令和7年1月1日時点での人口が200,000人以上の地方自治体において、次の①～③の業務（ただし、労働者派遣業務は対象外とする。）を全て受託し、誠実に履行した実績があること（包括及び個別いずれの受託かを問わない）。  
① 個人番号カード（マイナンバーカード）交付等関連業務  
② フロアマネジャー等の誘導・案内業務  
③ 個人番号カード（マイナンバーカード）出張申請サポート業務

#### （2）応募資格の制限

次に該当する者は、応募者の資格要件を満たしていても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。  
ア 金沢市個人番号カード手続き業務委託事業者選定委員会の委員  
イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

### 3 提出書類及び提出期限

#### （1）参加表明書

部数 1部  
提出期限 令和7年4月25日（金）午後5時45分

#### （2）企画提案書等

部数 正本1部、副本8部  
提出期限 令和7年6月17日（火）午後5時45分

### 4 実施要領等の公表

金沢市個人番号カード手続き業務委託公募プロポーザル実施要領、金沢市個人番号カード手続き業務委託仕様書、提出書類様式を公表します。希望者は、金沢市公式ホームページ「いいね金沢」－組織から探す－市民課－業務案内－入札情報－「金沢市個人番号カード手続き業務委託」公募プロポーザルからダウンロードすることができます。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminka/gyomuannai/6/28796.html>

## 5 審査方法

金沢市個人番号カード手続き業務委託事業者選定委員会において、提案者の中から、企画提案書の内容及びヒアリングの内容を総合的に勘案した上で、評価基準に基づき評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を選定します。

## 6 問合せ先

この公告及び詳細に関する問合せ先は次のとおりです。

金沢市市民局市民課

[電話] (076) 220-2150

[FAX] (076) 224-2163

[E-mail] shimin@city.kanazawa.lg.jp